中国におけるFintech特許訴訟第2回

~Fintech特許の機能的クレームの侵害認定~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第46回)

> 北京握奇データシステム有限公司 原告

> > 恒宝株式有限公司 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

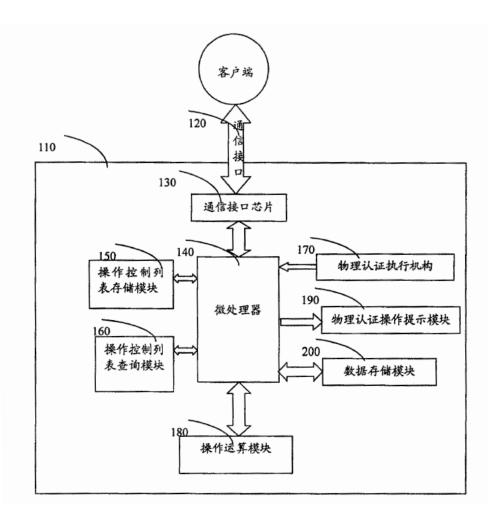
1. 概 要

前回は中国Fintech特許権侵害における損害賠償額の認定について解説した。今回は前回に引き続き、技術的範囲の属否及び特許権侵害の有無について解説する。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京握奇データシステム有限公司(原告)は、"物理認証方法及び電子装置"と称する発明特 許権を所有している。特許番号はZL200510105502.1(以下、502特許という)であり、出願日は 2005年9月23日、登録日は2009年9月16日である。



争点となった請求項1及び16は以下の通り。

請求項1

A: "ネットワーク環境下のクライアントが電子装置を通じて操作命令を実行するシステムに 適用される物理認証方法において、

B:操作命令と物理認証方式の対応関係を設定し、

C1: セキュリティ演算操作を行う場合、クライアントが電子装置へ、セキュリティ演算操作を行う第一操作命令を送信し;

C2:システムが前記操作命令と物理認証方式の対応関係を調べ、前記第一操作命令に対応する第一物理認証方式を取得し;

C3:ユーザが、電子装置上に設置された前記第一物理認証方式に対応する物理認証実行機構へ、第一物理認証操作を送信し、第一物理認証操作を通過した場合、クライアントが送信した第一操作命令が該ユーザにより許可されたものであることを表明して、次のステップへ進み、そうでなければ、フローを終了し;

C4:電子装置は前記第一操作命令を実行する。"

請求項16

D:ネットワーク環境下のクライアントに接続された電子装置において、以下を含む

E: セキュリティ演算操作命令を実行するのに用いられる操作演算モジュール;